

# 地域包括支援センターだより



〈問い合わせ〉地域包括支援センター  
(役場 健康推進課内) TEL (62) 8222

## 精神科の治療 !!

高齢期になり認知症やうつ病などの精神面に影響を及ぼす病気になる方もおられれば、若い頃から精神面の病気の兆しを見せながら治療せず高齢期を迎えられる方々もおられます。精神面の病気は、見かけの変貌や行動の変化などでわかりやすい面もありますが、初期対応が遅れると本人は症状の自覚なく、周囲は徐々にその症状に慣れ、その関わりにくさがその方の平常となってしまうため、異変に気づきにくく、治療の機会を逃してしまうことが多いように思われます。このように治療せず経過が進み高齢期に達せられると本人だけではなく、支える家族も年を取り対応に苦慮されることとなり、いざ介護保険にてサービスを受けようとしても、介護度認定調査や認定受診、その後のサービス利用などが順調に進まず、介護負担として家族に重くのし掛かかるとなります。

また、精神科など専門医院を受診すれば、すべて解決するものではありませんが、精神科には精神科医のほか、精神科の専門家が働いており、特に激昂しやすい、暴力を振るうなど危険行為が認められる場合、早めに家族が精神科の相談窓口を訪ねアドバイスを受けることをお勧めします。地域包括支援センターでも相談は受けますが、役場や地域包括支援センターが精神科へ住民の方を連れて行くことはありません。精神科の治療も他の病気と同じで、家族が病院に連れて行かなければなりません。

## 南阿蘇村商工会

### ◆必ずチェック最低賃金！

熊本県最低賃金が改正されました。

### ◆使用者も、労働者も！

時間額 694 円

(平成27年10月17日から)

この最低賃金は、県内すべての事業所、労働者に適用されます。

詳しいお問い合わせは、熊本労働局労働基準部賃金室【TEL 096(355)3202】または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。



### ◆最低賃金ワンストップ無料相談のご案内◆

最低賃金の引き上げに対応した賃金の引き上げに取り組み中小企業の支援として、経営面と労働面の相談をワンストップで対応できる無料相談窓口を設置しました。

県最低賃金総合支援センター

〒860-10801 熊本市中央区安政町8-16 村瀬海運ビル7F

### ◆ご存知ですか？ 中小企業を応援する業務改善助成金◆

事業場内の最も低い時間給が800円未満であり、それを40円以上引き上げる計画と、業務改善（労働能率の増進に資する設備・機器の導入など）に係る経費の合計が10万円以上の計画を労働者の意見を聞いて策定する中小企業に対して、経費の一部を助成します。助成率は、常時使用する労働者の数が31人以上の企業は業務改善に要した経費の2分の1、30人以下の企業は、4分の3となります。助成の上限額は、100万円～150万円です。

詳しくは、熊本労働局労働基準部賃金室にお尋ねください。

